

大学・大学院における

国家資格公認心理師養成に係る

実習受入れ中

公認心理師法では、実践力の高い人材を養成する上で、大学・大学院外の施設における実習科目は非常に重要な科目として位置付けられています。

その実習施設には、矯正施設が含まれていることから、当所では、公認心理師養成に係る実習を積極的に受け入れています。

受入れ時期

御要望を伺い、調整します。

実 習 内 容

施設見学や業務説明、心理検査の模擬体験等実施できます。実習期間の長短は御相談に応じます。

そ の 他

実習の他に、大学・大学院での講義も行うことができます。御相談ください。
実習・講義ともに、原則無料です。



お問合せ先

長崎少年鑑別所

0 9 5 - 8 4 6 - 5 6 0 0 (代表)

長崎市橋口町4 - 3

実務経験プログラム実施中

全国の少年鑑別所及び刑事施設は公認心理師法第7条第2号に規定される施設として認定されています。

実務経験プログラムの対象者である法務技官(心理)は、国家公務員採用試験により採用を行っています。

採用試験に関する詳細は
こちらから→



資格・採用情報